

令和 6 年度東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間実施要綱  
～みんなでチェック！ TOKYO1163 さいちんキャンペーン～

## 1 目的

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和 6 年 10 月 1 日から 1 時間 1,163 円に改正されることが決定した。

今回の改正は、引上げ額 50 円（引上げ率 4.49%）と昨年度を上回る引上げとなったことから、改正後の最低賃金額及び中小企業等に対する支援策の周知を徹底することが重要である。

東京労働局では、東京都内の使用者及び労働者に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、中小企業等に対する支援策として、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用促進に向けた周知について、集中的な取組を行うこととする。

## 2 取組期間

令和 6 年 8 月 30 日～10 月 31 日

## 3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

### (1) 関係団体を通じた周知

- ア 主な団体及び業界団体を東京労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】
- イ 東京都全域を統括する業界団体、東京都労働保険事務組合連合会各協議会及び社会保険労務士会各支部に東京労働局賃金課職員が訪問し、最低賃金及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】
- ウ 自治体及び各種団体に対し、最低賃金及び業務改善助成金のリーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局・署】
- エ 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【署】

### (2) 個別事業場に対する周知

- ア 最低賃金及び業務改善助成金について YouTube 東京労働局公式チャンネル、X 東京労働局公式アカウント、各労働基準監督署に設置したデジタルサイネージ等を活用した情報発信を実施。【局・署】
- イ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援等において最低賃金及び業務改善助成金の周知を徹底。【署】

- ウ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署】
- エ 局署において実施する集団指導、説明会各種会合等において、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署】
- (3) その他
- ア 関東一円に最低賃金及び業務改善助成金を周知するため、東京だけでなく千葉・埼玉・神奈川へ乗り入れをしている東京メトロ全線等に、最低賃金及び業務改善助成金の車内広告動画を放映予定。【局】
- イ 都営バス（全 19 営業所）、都区内コミュニティバス（全 14 区）、国際興業バス（3 営業所）、東武バス（3 営業所）に、最低賃金額及び業務改善助成金の車内広告を掲載予定。【局】
- ウ 都内各所の屋外ビジョンでの広告動画を放映予定。【局・署】
- エ ラジオCM（エフエム東京）等放送予定。【局・署】
- オ 最低賃金及び業務改善助成金を紹介する東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し【局】、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署・所】
- カ 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び業務改善助成金の周知のため、公共職業安定所庁内でのポスター掲示、デジタルサイネージへの掲載及びリーフレットの備え置き等を実施。【所】
- キ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び業務改善助成金の周知のため、東京労働局海岸庁舎庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置きを実施。【局】
- ク 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及び業務改善助成金の周知依頼を実施。【局】
- ケ 主な経営者団体、東京都社会保険労務士会、全国労働保険事務組合連合会東京支部、東京都社会福祉協議会等の業界団体等のメールマガジンに、最低賃金及び業務改善助成金の広報記事を掲載依頼。【局】
- コ 東京労働局最低賃金オリジナルキャラクター「さいちん犬（※）」を活用した広報【局・署】

(※さいちん犬)

